

CFPコミュニケーションプログラム 意見公募結果報告書

報告日		2014年1月28日			
意見公募実施期間		2014年1月23日 ~ 2014年1月28日			
PCR原案受付番号		PDE-126			
製品の属する分類		有機米			
申請事業者等〔本報告書作成者〕					
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	附属書A	ライフサイクルフロー図(附属書A)	生産者-精米業者-小売-消費者のサイクルの中で精米業者のプロセスが欠如している。	一般的なサイクルではなく限定されたサイクルを記載しているものと思われます。	「精米」については、生産段階の「加工プロセス」に含まれています。生産者が精米もおこなう場合もあるため、特に「精米業者」という記述はしていませんが、「精米」～出荷準備にいたるプロセスが対象となっており、精米業者様のプロセスは網羅されているものと考えています。
2	附属書A	ライフサイクルフロー図(附属書A)	記載されている「栽培プロセス」「加工プロセス」「出荷準備プロセス」を算定対象外としていますが、対象外にする根拠が不明です。このプロセスについては、重要な算定対象と思われます。		「栽培プロセス」「加工プロセス」「出荷準備プロセス」は本文にある通り、算定対象としていますが、フロー図については、使用する線の種類に誤りがありました。修正しましたので、ご確認よろしくお願いたします。
3	6-2	一次データの品質	「特に規定しない」としていますが、「データ収集期間」ほか、規定する必要があると思われる。	ルールが必要です。	上位文書で規定されており、本PCRで特に考慮すべき特殊な事情等ありません。「特に規定しない」とは、上位文書のルールに従うことを意味しています。
4	6-4	二次データの品質	「特に規定しない」としていますが、規定する必要があると思われる。	ルールが必要です。	上位文書で規定されており、本PCRで特に考慮すべき特殊な事情等ありません。「特に規定しない」とは、上位文書のルールに従うことを意味しています。
5	6-6	配分	「特に規定しない」としていますが、規定する必要があると思われる。	すべてのデータを一次データで賄えることとなります。限定的な場合を除き、現実的ではないと思われます。	上位文書で規定されており、本PCRで特に考慮すべき特殊な事情等ありません。「特に規定しない」とは、上位文書のルールに従うことを意味しています。
6	全般			有機栽培については、環境負荷が軽減されるイメージを持ちますが、例えば、除草方法をみると慣行栽培における科学的除草と比較して、機械除草、紙マルチ除草などによりCO2排出量は少ないとは言えないとされています。農業・肥料を減らす見返りに圃場に向くエネルギー投入量が増加することが理由です。有機米のPCR策定においてはこの部分の算定を網羅する必要があると思われます。(参考:「生物多様性保全に配慮した農業生産の環境影響評価」(澤内大輔))	ご指摘いただいた「CO2排出量は少ないとは言えないとされています。」については認識しております。本PCRではマルチ等の資材については、生産段階で「副資材」として計上するよう規定しております。(ただし、複数年使用するものについては、「5-2カットオフ基準およびカットオフ対象」において、カットオフ対象としました。)除草についても、生産段階の「栽培プロセス(栽培管理)」において、燃料・電力の計上により、算定範囲となっており、特に寄与が大きなプロセスがカットオフされているということはないと考えています。また、「通勤」をデータ収集項目に追加し、圃場までの移動を計上する旨、明らかにしました。